

外国籍「情報処理」技術者の増加の背景

増田 耕太郎 *Kotaro Masuda*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

法務省外国人登録者統計によると、外国籍の居住者数は2005年末時点
で200万人を超え約201万人となった。国勢調査要計表人口の約1.6%を
占め、日本に常住する者の約60人に1人が外国籍という計算になる。

外国籍の居住者のうち、増加傾向が顕著であるのは「技術」職などの高
度人材、特に「情報処理」分野の技術者である。「情報処理」技術者が増
加する背景について考えてみた。

■増加する情報処理分野の外国人

2005年末の法務省外国人登録者
統計によると、外国籍の居住者は前
年比1.9%増の201万人である。前年
に比べ著しく増加した在留資格は、
「技術」職の25.1%増(29,044人)、
次いで「人文知識・国際業務」職の
15.9%増(55,276人)である。いづれ
も、「高度人材」と呼ばれる分野であ
る。

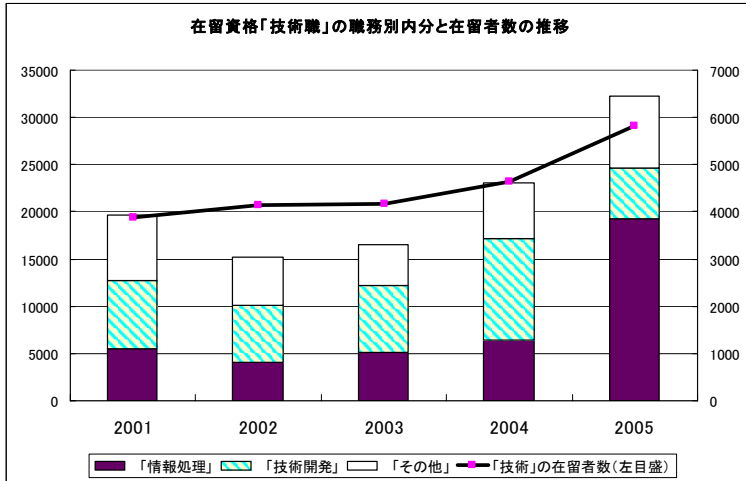
過去5年間の在留資格交付件数は
「人文知識・国際業務」職が8,500
人前後で推移しているのに対し、「技
術」職は2000年の2,565人から2005
年には約2.5倍の6,455人に増えてい
る。「技術」職の職務内容別では、「情
報処理」分野が最も多く前年の1,326
人から3,951人と約3倍となり、「技
術職」の59.6%を占めている。次い
で「技術開発」分野の16.7%、「設計」
分野の13.3%と続く。「情報処理」分
野が「技術開発」分野を上回ったの

は 2005 年が初めてである(図-1)。

就職先別では「技術」職の 58.5% にあたる 3,779 人が非製造業の「コ

ンピュータ関連」業種に就職し、すべての製造業種に就職した合計数の 1,377 人を大きく上回っている。

図-1 「技術」で在留資格を得た在留資格交付件数および在留者数の推移



出所 法務省入国管理局統計より作成

■ 留学生の就職先分野でも 「情報処理」業務が急増

「留学生」(注 1)が日本に留まり在留資格を変更し就職した者に限ると、就職先での職務のうち、「情報処理」分野は「技術」職の半数に近い。2005 年中に日本に就職した者の人数は 5,878 人。そのうち、「技術」職

が 1,200 人で、「人文知識・国際業務」職の 4,159 人に次ぐ。「技術」職のうち、「情報処理」分野は 565 人で「技術」職の 47%を占める。就職状況が厳しかった 2002~2003 年当時と比べると約 3.2 倍の増加である(図-2)。

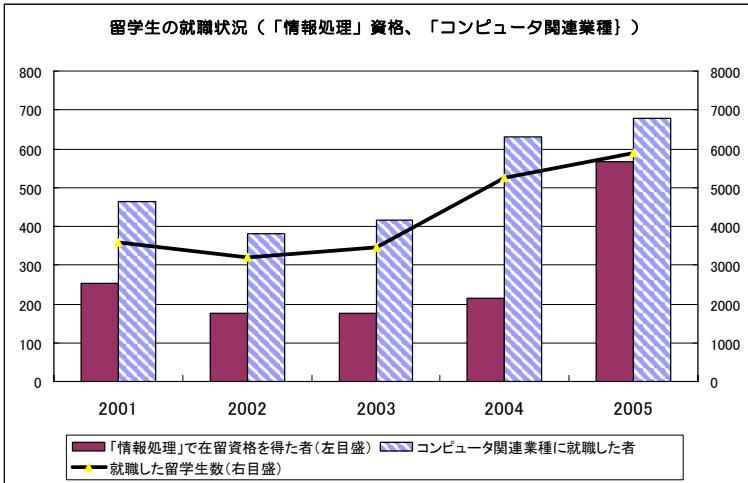
2005 年中に留学生ビザを切り替え就職した者の就職先は、「コンピュータ関連」業種が 673 人で全体の約 11.5%を占めている。この人数は「買

易・商事」業(1,236人)には及ばないものの、「教育」分野(520人)を上回る。

なお、在留資格の職務としての「情報処理」業務と、就職先の「コンピュータ関連」との関係は明らかでは

ない。「情報処理」業務の在留資格で「コンピュータ関連」業種以外の「製造業」「金融」「貿易・商事」業に就職した者も少なくないと考えられるためである。

図ー2 「情報処理」業務で在留資格を得て就職した留学生数の推移



注：「留学」及び「就学」の在留資格を有する外国人（「留学生」）が日本企業等への就職を目的に在留資格変更が認められた人数

■ 外国籍「情報処理」技術者の増加の背景

2005年の「情報処理」分野に在留資格を得た3,951人のうち「留学生」の在留資格から切り替えた565人を

除くと、3,386人である。その大多数は外国からIT技術者として移住してきたと推察される。

「情報処理」分野の技術者が増加している最大要因は人手不足である。それを補うには、社内外で技術者を

教育・育成することの他に、

- 1) 外国籍の技術者を採用する
- 2) 中国、インドなどの外国企業にアウトソーシングする
- 3) 中国、インドなどに進出しオフィショア開発拠点を設ける

などのさまざまな対応策がある。在留資格関連統計による「技術」職の増加は、外国籍の技術者の受け入れの一端を示している。

「情報処理」分野における人員増を図るために、在留資格の要件や手続き面で他の職種より「優遇」する施策が設けられているのも増加要因にあげられる。その第1が、在留資格要件の「能力」の認証。IT技術者の受け入れ促進のために、各国が実施している技術者試験の合格者レベルと日本の試験制度による合格者のレベルを同等とみなす試験制度の相互認証がある。2001年1月、インドと相互認証する制度を締結して以来、10カ国のアジアの国・地域と締結している。これにより、各国が実施する技術者検定試験を合格すれば、在留資格要件を得ることができる。(注2)

相互認証制度を活用し在留資格を取得したIT技術者数は不明である。

ただし、情報処理推進機構の話によれば、2006年7月までに認証制度にもとづいて在外公館にビザ申請をした者は約720人である(注3)。

第2は、「構造改革特区制度」(以下「特区」と略す)の活用。「特区」の認定を受け外国籍IT技術者の受け入れを容易にするために、在留資格に対する優遇制度を設ける自治体が増えている。この制度を活用して外資系企業の誘致活動をする自治体は多い。これらの特区では、特例として特定事業にかかる外国人の入国・在留諸申請の優先処理や外国人技術者の在留期間の延長などが認められている。それに加えて、横浜市などでは「永住許可申請を行うのに必要な本在留期間の緩和」、福島県の福島市や会津若松市では「外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格で「経営」活動の可能性)」の特例がある。後者は、受け入れた外国研究者が特区内の研究施設における研究活動の成果を利用した事業を立ち上げる場合には在留資格の変更をしなくてもベンチャー企業を立ち上げることを可能にするもの。そうした制度を活用した成果もう

まれている。例えば、飯塚市では平成 16 年中に市内のベンチャー企業等で 6 人の雇用を行なった他、外国籍大学教員、も採用した。福島県の例では、大学ばかりでなく地元企業が 4 カ国から医療福祉機器開発と密接な関連がある IT 分野の研究者を採用した。また、川崎市の「アジア起業家村」ではアジアの企業の誘致をただけでなく、留学経験者による起業化例も生まれている。また、内閣府官房構造改革特区推進室は、「特区」を活用し外国籍の研究者や IT 技術者などの高度人材を受け入れた数を約 700 人としている(2006 年 9 月現在)。

民間の資格制度が普及し個人々の能力を判断できることも外国籍の IT 技術者の受け入れを容易にしている。マイクロソフト、シスコシステムズ、オラクルなどのソフトウェア・ベンダーが世界各地で実施する能力検定試験の合格実績が、個人々の知識・能力の判断に役立ち、国際的な「人」の移動を容易にする。留学生を中心に日本語による能力検定試験に合格者する外国籍の IT 技術者が増えている。さらに、日本以外

の国でも日本語による能力検定試験を行なう試みがある(注 4)。外国で日本語による受験できる制度が広まれば、検定試験合格者の採用は日本国内ばかりでなく海外に進出した日系企業等でも確実に増加するだろう。

■ 高度人材の移動先となる社会へ

在留資格要件の相互認証や在留資格の延長などがもたらす効果は、日本で長期に働くことが容易になるだけではない。日本への入国にはビザが必要な国・地域の者が、日本国内の事業所等との業務目的で短期、あるいは頻繁に入国する場合のビザの取得が容易となる。国境を超えたアウトソーシング、海外のオフショア開発拠点を設立した場合などでも、在留資格要件を満たす『能力』の相互認証制度が果たす役割は大きい。外国にアウトソーシングをするにしても取引先との業務打ち合わせ、短期のオンサイトでの業務や、オフショア開発拠点の技術者が業務上での日本への渡航が必要となる場合が少なくないからだ。

日本では、労働者の不足等から「外

国人労働者を受け入れるべきかどうか」との議論が少なくない。しかし、すでに 200 万人を超え常住者人口の約 1.6%にあたる外国籍の者が住んでいる現実を受け止めれば、その議論の段階を過ぎている。現実をふまえた取り組みと、そうした人たちと互いに共生していく社会をつくっていくのが問われている。

高度人材のうち直接投資と密接な関係を持つ「企業内」の異動は確実に増加すると見込まれる。海外事業活動の拡大や、国境を超えたアウトソーシングなどの拡大によって、さらに増加すると考えられるからである。日本で労働者不足あるいは直接投資の円滑化の視点から人の国際移動を論じることが多いのはそのためである。

しかし、今後、拡充あるいは充実させたいのは、企業内の異動と直接関係がない専門職労働者、高度専門資格労働者、研究者などの高度人材の受け入れである。こうした分野の人材の受け入れが日本では少ない。増加しているとはいえ、200 万人を超える在留外国人のうち、高度人材分野の外国籍在留者は「教育」(9,449 人)、「教授」(8,406 人)を含めても 10 万 2,175 人である。

この人数は在留者全体の約 5.0%を占めるに過ぎず、「留学生」の 12 万 9,568 人より少ない。

今後、外国人 IT 技術者の増加傾向が続き、IT 技術者を含む「高度人材」と呼ばれる人たちの割合が高まるかどうかは、日本が外国人との共生する社会として発展していくのかにかかっている。シリコンバレーは外国人技術者や研究者が活躍できる「場」として世界中から人気がある。

長期的な競争力の維持・工場という視点から研究開発拠点の誘致やイノベーション・システムの強化などが重要とされるだけに、単なる人材不足を補うのではなく、そうした人たちの活躍の場をいかに提供できるかが課題であるに違いない。

なお、2006 年 6 月、「改正出入国管理・難民認定法」が成立し、前述の構造改革特区制度の特例であった「IT 技術者及び研究者と家族に対する在留期間の上限を 5 年に延長する」制度を全国に適用することに改め、11 月 24 日から施行する。こうした制度面の改善を積み重ねて、より多くの優秀な人材が日本に集まる時代が到来することを期待したい。

[注1] 「留学生」は、留学ないし就学を目的に在留資格を持つ外国人を指す。

[注2] 日本で外国から技術者や各種専門的職業を受け入れる際、対象者の能力や資格要件を満たすのかが問題になる。資格要件となる能力を検定する「検定試験」を相互に認証するのが、日本と相手国の試験制度の認証である（「情報処理分野の技術能力の相互認証制度」）。IT技術者については、国境を越えた質の高いIT人材の確保と流動化を促進するため、インド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、台湾のアジア10カ国・地域の機関と情報処理推進機構との間で協定が結ばれている。そのうち、試験制度が無かったフィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシアの5カ国は、2006年から、“IT Professionals Examination”を年2回実施している。詳細は、情報処理推進機構（JITEC）のサイトを参照

[注3] 相互認証制度を利用しなくても大

学等で情報処理を専攻するなどにより「情報処理」の在留資格を得ることができ。相互認証制度を推進している情報処理推進機構（IPA）によれば、在外公館に申請した者（約720人）のうち韓国が最も多い約680人。次いで中国である。

[注4] オラクルは、2003年9月、上海で日本語による「ORACLE MASTER」の模擬試験を実施した。163名（のべ）が受験し29名が合格した。（同社のHPより）

日本語ができ日本語の認定資格試験でスキルを証明できる技術者を育成する取り組み例として、日立システム&サービスがある。同社は、大連でマイクロソフト、大連華信計算機技術有限公司（DHC）と提携し日本語で教育を行なうとともに、日本語による「XMLマスター」技術者試験を実施している。（同社のHPより）

【参考】

「外国人IT技術者の受け入れと課題」（増田耕太郎、本誌47号・2002年）